

勸 告

本委員会は、別紙第1の報告に基づき、職員の給与に関する条例（昭和26年名古屋市条例第5号）及び関係規程の改正について、次のとおり勧告する。

1 給料表

行政職給料表について、民間の給与が本市職員の給与を921円（0.24%）下回ることから、当該較差を解消するよう引下げを行うこと。

その他の給料表（医療職給料表(1)を除く。）についても、行政職給料表を参考に引下げを行うこと。

2 実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

なお、給料表の改定に当たっては、本年4月からこの改定の実施の日の前日までの間の給与較差相当分を解消するための調整措置を、本年12月期の期末手当において講ずること。